

定 款

2022年6月23日改定

株式会社 はせがわ

株式会社 はせがわ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社はせがわと称し、英文では HASEGAWA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 仏壇・仏具・宗教用具及び関連図書・録音録画テープ・レコード類の販売並びに輸出入
- (2) 葬祭の斡旋・請負及び靈園の造成・販売・管理
- (3) 石材の加工・販売
- (4) 納骨堂の販売・管理、その他ご遺骨供養に関する業務
- (5) 建設業
 - ① 石工事業
 - ② 塗装工事業・内装仕上工事業・建築工事業・大工工事業及び建工具事業
- (6) 信仰・教養・趣味等に関する各種講座・興行及びカルチャーセンターの経営
- (7) 美術品・家具・寝具・健康器具等家庭用品及び各種記念品類の販売並びに輸出入
- (8) 不動産の売買・賃貸及びその仲介事業
- (9) 印刷複写業・出版業・情報サービス業
- (10) コンピューター・ワードプロセッサー・ファクシミリ等の事務用機器・映画フィルム・ビデオフィルム・書籍・パンフレット・雑誌・定期刊行物の販売及び賃貸
- (11) クーポン・商品券の販売
- (12) 工具・塗料・木材・金物・物置・プレハブ簡易住宅・車庫・農業用資材の販売
- (13) ペットショップ・園芸店の経営
- (14) 度量衡器・計量器・石油製品・毒物・劇薬の販売

- (15) 医療品・医薬部外品・医療用具・化粧品の販売
- (16) 日用雑貨品・かばん・袋物・毛皮製品・眼鏡・時計・カメラ・喫煙具・楽器・文房具・玩具・スポーツ用品・自転車の販売並びに輸出入
- (17) 工作機械の販売並びに輸出入
- (18) 自動車・自動二輪車・船舶並びにその部品の輸出
- (19) 家庭用電気製品の輸出
- (20) パン・菓子類の製造及び販売
- (21) 食料品・清涼飲料水・たばこ・切手・印紙類・酒類・穀物類の小売販売
- (22) 飲食店業
- (23) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (24) 広告代理業
- (25) 電子計算機及びその周辺機器による情報処理業務
- (26) 日本と中国との合弁企業の設立の仲介及び経営コンサルタント業
- (27) 旅行業法に基づく海外・国内旅行業
- (28) 遊園地、動・植物園、博物館、劇場等の施設の経営
- (29) 貨物利用運送事業・運送取次事業
- (30) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行なう。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する手続きについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会基準日)

第 13 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を使用することができる。

ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者も含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会)

第 33 条 監査役会は、当会社の監査に関する重要な事項を決定する。

2. 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の招集権者及び議長)

第 34 条 監査役会は、あらかじめ監査役会において定めた監査役がこれを招集し、議長となる。

ただし、他の監査役が招集することを妨げないものとする。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。